

国家公務員宿舎への入居について

最高裁判所事務総局経理局総務課公務員宿舎係

採用される裁判所（以下「採用庁」という。）で勤務するに当たって、宿舎の貸与を希望される方は、別添の「宿舎関係手続チャート」（「宿舎貸与希望の回答から入居までの流れ（概要）」もご覧ください。）に従って、貸与申請をしていただくことになります。

採用庁への着任日に宿舎に入居できるようにするためには、採用内定日の翌日までに貸与希望の有無を回答いただく必要があります。

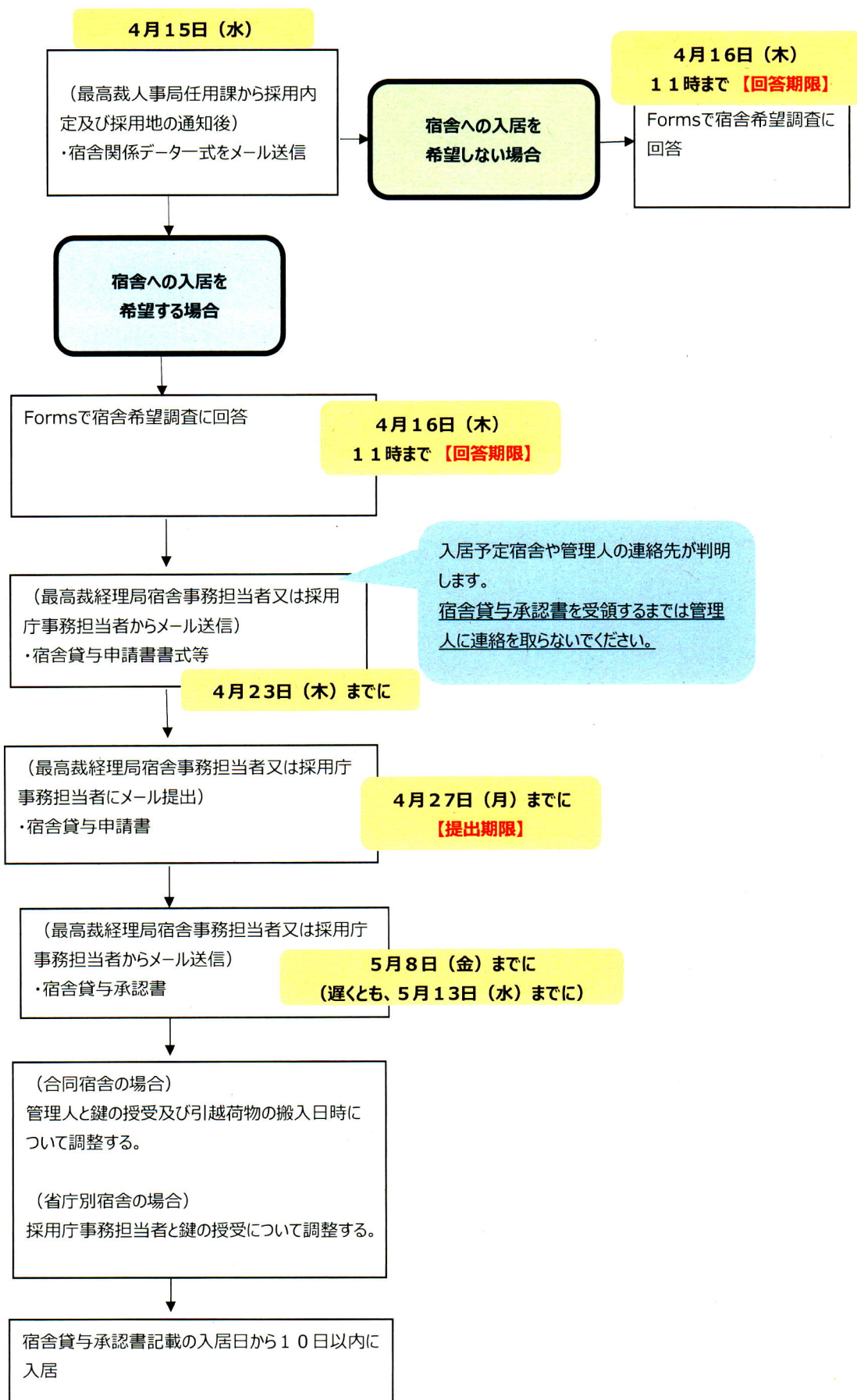
宿舎の貸与を希望する可能性のある方は、下記の注意事項及び国家公務員宿舎について記載した別添「国家公務員宿舎について」も御一読いただき、宿舎の貸与を希望するかどうか御検討ください。

記

<入居を希望する場合の注意事項>

宿舎は、宿舎の空き状況、被貸与者の職務の級（貸与できる部屋の広さが変わる）、執務への影響、通勤時間、生活上配慮すべき事情の有無等を総合的に判断して部屋を割り当てられています。宿舎希望調査表提出後は、宿舎事務担当者にて、財務省（財務局）との調整や各種事務を進めておりますので、原則、入居宿舎割当後に、入居希望を撤回することはお控えください。

宿舎関係手続チャート



宿舍貸与希望の回答から入居までの流れ（概要）

① 宿舍貸与希望の有無を回答〈4月中旬頃〉

- ・【最高裁人事局任用課】より【内定者（全員）】に対して内定及び採用地の通知とともに宿舍希望の有無を照会
- ・【内定者（全員）】は宿舍貸与希望の有無を翌日までに回答（※）

② 宿舍貸与申請書類の提出〈4月下旬頃〉

- ・【所属官署の事務担当者】より【内定者（宿舍希望者）】に対して貸与される宿舍が記載された宿舍貸与申請書類を送付
- ・【内定者（宿舍希望者）】は速やかに入居日等の必要事項を記載の上、指定された送付先に宿舍貸与申請書類を提出（期限厳守※）
（注） 入居日を予め管理人と調整しておく必要のある宿舍もあります。
また、入居日は管理人の勤務日とすることなどの注意事項がありますので、事務担当者から送付される書類をよく確認してください。

③ 宿舍貸与承認書の交付〈5月上旬頃〉

- ・【所属官署の事務担当者】は速やかに貸与申請手続きを行い、宿舍の維持管理機関の承認後、【内定者（宿舍希望者）】に対して宿舍貸与承認書を交付

④ 鍵の受渡し

- ・【内定者（宿舍希望者）】は管理人等に事前連絡し、鍵の受渡日時を調整
（注） 鍵の受渡しは、**宿舍貸与承認書に記載の入居日以降の日時になります。**
（注） 鍵の受渡方法が異なる宿舍もあるので、事務担当者から送付される書類をよく確認してください。
（注） 管理人へ連絡できる時期（宿舍貸与承認後でなければならない等）について、事務担当者から送付される書類をよく確認してください。

⑤ 引越し荷物の搬入

- ・【内定者（宿舍希望者）】は宿舍貸与承認書記載の入居日から10日以内に入居
（注） 管理人等と鍵の受渡日時を調整する際に、引越し荷物の搬入日時も連絡してください。

※ ①及び②は非常にタイトな回答・提出期限となっています。これは【内定者（宿舍希望者）】が遅くとも採用地の裁判所に着任される日には宿舍に入居できるように、それまでに宿舍の貸与に必要な様々な手続を終えるためですので、御理解と御協力をお願いします。

①又は②の回答・提出期限に遅れた場合は、着任日に宿舍に入居できないこともあります。

国家公務員宿舎について

最高裁判所事務総局経理局
総務課公務員宿舎係

1 はじめに

宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的に貸与されるものです（国家公務員宿舎法1条）。以下に入居者の義務や注意事項及び参考となる情報を記載しておりますのでご確認ください。

2 入居者の義務等について

(1) 入居者の義務

貸与条件として、次のとおりの義務が定められています。①善管注意義務、②転貸の禁止、③居住の用以外の用に供することの禁止、④改造、模様替その他の工事を無承認で行うことの禁止、⑤滅失、損傷、汚損の場合の原状回復又は損害賠償義務、⑥その他（軽微な損傷等の修繕義務、明渡し期限を守る義務、入居期限を守る義務、明渡し日の届出等の義務、宿舎の調査受忍義務、使用上の指示を守る義務等。）

(2) 消防設備点検の立会いについて

宿舎では、民間の共同住宅と同様、消防法に基づき年2回、消防設備点検を実施しています（居室内は入居者の立会いが必要）。この点検は、火災から生命・財産を守るために不可欠なものですので、案内があった際には、執務を調整するなどして必ず立ち会っていただくようお願いします。

(3) 火災により生じる損害について

- 宿舎（建物）に生じる損害：故意又は重過失による火災を除き、入居者は、滅失・損傷・汚損について原状回復義務又は損害賠償義務を負いません（国家公務員宿舎法16条3項ただし書き）。
- 家財等に生じる損害：重過失による失火を除き、入居者は、それを原因とする被害について損害賠償責任を負いません。また、隣戸からの延焼によって入居者自身の家財等が損害を受けた場合でも、出火元の過失が軽過失にとどまる場合は損害賠償請求することはできません（失火責任法）。

3 省庁別宿舎と合同宿舎について

宿舎は、その維持管理の主体により、「省庁別宿舎」と「合同宿舎」に分けられます。

省庁別宿舎とは、裁判所が維持管理等を行っている宿舎であり、原則として、裁判所職員のみが入居しています。

それに対して、合同宿舎とは、財務省の地方機関である財務局や財務事務所が維持管理等を行っており、裁判所職員のほかに、他省庁の職員も入居しています。

	省庁別宿舎	合同宿舎
維持管理の主体	裁判所	財務局又は財務事務所
入居者	原則として、 裁判所職員のみが入居	裁判所職員のほかに、 他省庁の職員も入居

4 建物の概要

(1) 間取りや築年数

間取りは、1Rや1Kから4DKまでと様々です。また、築年数も様々で、間取りや設備が古い仕様であるところもあります。

(2) 入居できる宿舎の広さ

宿舎は30㎡未満（a規格）から80㎡以上（e規格）までの以下の5つの規格に分かれ

【機密性2】

ており、職員の等級等によって入居できる宿舍の規格が決まります（新任判事補の場合は、原則b又はc規格）。

延べ面積	規格	延べ面積	規格
30㎡未満	a	70㎡以上80㎡未満	d
30㎡以上55㎡未満	b	80㎡以上	e
55㎡以上70㎡未満	c		

(3) 設備について

設備に関しては、リノベーションの有無や築年数によって差があります。古い建物になると、和室3室とダイニングキッチン、3DKであったり、近年は減っているものの、一部バランス釜を採用している宿舍も存在します。その一方で、宿舍での防犯対策、居住性の向上や地球温暖化対策の一環としてそれらに対応した新しい設備を設置している宿舍もあります（オートロックシステム、防犯ガラス、24時間換気システム等）。

なお、原則として、各室にガスコンロ、カーテン、照明器具やエアコン等は設置されておらず、インターネット環境についても、基本的に、各戸までの光回線等の環境は整備されていません。また、食器洗い乾燥機や温水洗浄便座等の設置のために工事を行うなど原状に変更を加える場合には、維持管理の主体である裁判所、財務局又は財務事務所（以下「維持管理機関」という。）の承認を受ける必要があります。

5 宿舍使用料等について

(1) 宿舍使用料

宿舍の使用料は、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、立地条件、経過年数等の具体的居住条件等を考慮して各宿舍につきその維持管理機関が定めることになっています。

なお、現在の宿舍使用料の水準は概ね以下のとおりです。

○ 宿舍使用料（c規格（55㎡以上70㎡未満））

	新築～15年	築26年 (宿舍全体の平均)
東京都23区の場合	約 60,000円	約 45,000円
地方部の場合	約 31,000円	約 19,000円

○ 駐車場使用料（平面駐車場）

東京都23区の場合	約 15,400円
地方部の場合	約 4,000円

(2) その他の費用

宿舍によって違いはありますが、多くの宿舍では自治会が組織されており、宿舍使用料とは別に、共益費の支払も生じます。

なお、敷金や礼金、仲介手数料等はいりません。

ただし、宿舍を退去する際には、宿舍の損傷又は汚損の修復の目的から必要最小限度の範囲内で、原状回復及び軽微修繕を行う必要がある場合もあります。

6 最後に

宿舍の貸与手続に当たっては、宿舍貸与申請書の提出等、速やかな対応をお願いすることになりますので、ご理解とご協力をお願いします。